

# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、ひとり親世帯の方に対し、臨時特別の給付金を支給します。

## 対象者

- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（一部支給含む）
- 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## 支給・申請

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額	<b>1世帯5万円</b> ※ 第2子以降1人につき <b>3万円加算</b>		
	申請	<b>不要</b>	<b>要</b>	
	支給時期	<b>8月下旬頃</b>	<b>可能な限り速やかに</b>	
追加給付	支給額	<b>収入が減少した場合5万円</b>		
	申請	<b>要</b> (定例の現況確認時等)	<b>要</b>	-
	支給時期	<b>可能な限り速やかに</b>		

### ※申請が必要な場合の申請方法

ひとり親世帯

給付金の申請手続き（受付期間：令和2年9月11日～令和3年3月11日）

平取町の窓口へ直接または郵送で申請書と必要書類をご提出ください。

平取町

※申請内容については、北海道が、給付金の支給要件に該当するかを判断した上で支給されます。

お問合せ

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
**0120-400-903**（受付時間 平日9:00～18:00）
- 平取町保健福祉課福祉係（ふれあいセンターびらとり内）  
電話 01457(4)6112



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。